

特定非営利活動法人

Irish Music Association of Asia (IMAA)

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Irish Music Association of Asia (IMAA)という。但し、登記上の名称は、特定非営利活動法人Irish Music Association of Asiaとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本及びアジア地域におけるアイリッシュ音楽（アイルランド伝統音楽）及びこれに関連するダンスその他の文化的表現の普及及び振興を図り、特に子ども・若者を中心とする次世代のプレーヤーが安全かつ継続的に学び、演奏し、コミュニティに参加できる環境を整備するとともに、国内外のコミュニティ間の交流及び協力を促進することにより、広く市民の文化的・教育的な利益の増進と国際相互理解の促進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- (1) 子ども・若者を主な対象とする、アイリッシュ音楽及び関連ダンス等に関する対面・オンラインでのレッスン、ワークショップその他の教育プログラムの企画及び実施事業
- (2) 小学校・中学校・高等学校・大学その他の教育機関におけるアイリッシュ音楽に関する公演、体験授業、アウトリーチプログラム等の企画及び実施事業
- (3) 大学サークル等の学生グループに対する講師派遣、指導支援及びネットワーク形成を目的とした事業

- (4) 未成年者及び若年層を対象とするセッション、練習会その他の継続的な演奏機会の提供に関する事業
- (5) アイルランド及び他国からのアーティスト・教師を招へいして行うレッスン、ワークショップ、ツアー、フェスティバル、レジデンス・プログラム等の企画及び運営事業
- (6) 日本国内外のアイリッシュ音楽コミュニティ、ダンスコミュニティ及び関連団体との協働・交流事業
- (7) アイリッシュ音楽及び関連文化に関する書籍、教材、記事、録音物、グッズ、オンラインコンテンツ等の制作、翻訳、編集、販売、公開及び普及に関する事業
- (8) アイリッシュ音楽に関する公演、レクチャー、シンポジウム、フェスティバル、セミナーその他のイベントの企画及び実施事業
- (9) アイリッシュ音楽を通じた国際交流・文化交流プログラムの企画及び実施事業
- (10) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、又、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務を遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長が務めるものとする。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会によって会員から選任された会計係が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ（公式ウェブサイト）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	COLE MULLEN	ADAM RUSSELL
副理事長	井上	智史
理事	NI BHRIAIN	CIARA CAIT
監事	森山	恭太

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から最初に到来する3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|----------|
| (1) 正会員入会金 | 0円 |
| 正会員会費 | 年額3,000円 |
| (2) 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費 | 年額3,000円 |

役員名簿

特定非営利活動法人 Irish Music Association of Asia (IMAA)

(特定非営利活動促進法に基づく記載：氏名・住所又は居所・報酬の有無)

役職	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	コー マレン アダム ラッセル COLE MULLEN ADAM RUSSELL		なし
副理事長	イノウエ トモフミ 井上 智史		なし
理事	ニ ブリーン キアラ ケイト NI BHRIAIN CIARA CAIT		なし
監事	モリヤマ キョウタ 森山 恭太		なし

設立趣旨書

特定非営利活動法人 Irish Music Association of Asia (IMAA)

設立代表者名 COLE MULLEN ADAM RUSSELL

1. 設立の趣旨（背景・課題認識）

日本／アジアのアイリッシュ音楽（アイルランド伝統音楽）のコミュニティは、広い地理的範囲にわたり多くのプレーヤーが存在し、定期セッションや小規模イベント、楽器店、ローカルオーガナイザーなど一定の基盤が整っています。

一方で、大学生以下のプレーヤーが少なく、未成年が安心して学び演奏できる場が限られていること、十分な経験を有する教師が不足していること、地域間の距離により高い実力を持つプレーヤーとの交流が限定されることなど、次世代育成とコミュニティ統合の観点で課題が残っています。

そこで本法人（IMAA）は、子ども・若者が学び続けられる教育プログラムと、国内外のコミュニティをつなぐ交流・協働プログラムを継続的に実施し、日本及びアジア地域におけるアイリッシュ音楽の未来を支える基盤づくりに取り組むため、特定非営利活動法人として設立を申請するものです。

2. 法人の目的

本法人は、日本及びアジア地域におけるアイリッシュ音楽（アイルランド伝統音楽）及びこれに関連するダンスその他の文化的表現の普及及び振興を図り、特に子ども・若者を中心とする次世代のプレーヤーが安全かつ継続的に学び、演奏し、コミュニティに参加できる環境を整備するとともに、国内外のコミュニティ間の交流及び協力を促進することにより、広く市民の文化的・教育的な利益の増進と国際相互理解の促進に寄与することを目的とします。

また、本法人は、営利を目的とせず、アイリッシュ音楽（アイルランド伝統音楽）および関連文化の普及・振興を通じて、社会教育の推進、子ども・若者の健全育成、国際文化交流の促進等の社会的課題の解決に資する活動を行う団体です。これらの活動を継続的かつ安定的に実施するためには、資金調達、各種契約の締結、社会的信頼の確保が不可欠であり、そのためにNPO法人格の取得が必要であると判断しました。

3. 主な事業（概要）

本法人は、定款第5条に基づき、主に次の事業を行います。

- 子ども・若者を対象とする対面・オンラインのレッスン、ワークショップ等の教育プログラム
- 学校・大学等での公演、体験授業、アウトリーチ
- 大学サークル等の学生グループへの講師派遣・支援・ネットワーク形成
- 未成年者・若年層向けのセッションや練習会の運営
- 海外アーティスト・教師の招へいによるレッスン、ツアー、フェスティバル等
- 国内外のコミュニティ・関連団体との協働・交流
- 教材・記事・オンラインコンテンツ等の制作・翻訳・公開

4. 申請にあたる経緯

2026年5月31日には、設立総会を開催し、NPO法人を設立する事を決定いたしました。

初 年 度 事 業 計 画 書

成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人 Irish Music Association of Asia (IMAA)

I 事業の実施方針

本法人は、次世代（子ども・若者）を中心とした学習機会の拡充と、国内外の伝統音楽コミュニティとの健全な交流促進を柱として、安全で継続可能なプログラムを実施する。事業の実施にあたっては、理事会主導のガバナンスと利益相反防止の仕組みにより、特定の個人又は団体への利益誘導を排し、透明性・公平性を確保する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1)教育・レッスンプログラム事業（定款第5条 1）

【内 容】 子ども・若者及び学習者を対象に、対面のグループレッスン、大学サークル向け指導、オンライン指導等を実施し、継続的な学習機会を提供する。

【実施場所】 大阪市内を中心とする関西圏及びオンライン

【実施日時】 オープングループレッスン3週間毎、大学サークル向け指導2月、子ども向けグループレッスン2月

【事業の対象者】 未成年（子ども・若者）、大学生、一般の学習者

【収 益】 130千円（参加費収入：オープングループレッスン104千円、大学サークル向け13千円、子ども向け13千円）

【費 用】 105千円（講師謝金80千円・施設使用料（イベントの場所代）15千円・交通費10千円）

(2)普及啓発・資金調達事業（アウトリーチ／寄付募集）（定款第5条 1、2、3、4、6、8、9）

【内 容】 学校・地域等でのアウトリーチ（演奏・体験機会の提供）及び寄付募集（ウェブサイト等による案内、資金調達イベント等）を実施する。

【実施場所】 大阪市内及びオンライン

【実施日時】 アウトリーチ10月、資金調達イベント3月、寄付募集は通年

【事業の対象者】 一般市民、学校・地域団体、支援者（ドナー）等

【収 益】 100千円（寄附金収入：活動の寄付25千円、その他の寄付75千円）

【費 用】 105千円（イベント運営費（アウトリーチ）50千円、イベント運営費（資金調達イベント）25千円、通信運搬費30千円）

上記事業以外、本年度実施予定なし。

翌年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人 Irish Music Association of Asia (IMAA)

I 事業の実施方針

本法人は、次世代（子ども・若者）を中心とした学習機会の拡充と、国内外の伝統音楽コミュニティとの健全な交流促進を柱として、安全で継続可能なプログラムを実施する。事業の実施にあたっては、理事会主導のガバナンスと利益相反防止の仕組みにより、特定の個人又は団体への利益誘導を排し、透明性・公平性を確保する。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 教育・レッスンプログラム事業（定款第5条 1）

【内 容】 子ども・若者及び学習者を対象に、対面のグループレッスン、大学サークル向け指導、オンライン指導等を実施し、継続的な学習機会を提供する。

【実施場所】 大阪市内を中心とする関西圏及びオンライン

【実施日時】 オープングループレッスン2、3週間に一回、大学サークル向け指導10月と4月、子ども向けグループレッスン8月と2月

【事業の対象者】 未成年（子ども・若者）、大学生、一般の学習者

【収 益】 260千円（参加費収入：オープングループレッスン208千円、大学サークル向け26千円、子ども向け26千円）

【費 用】 210千円（講師謝金160千円・施設使用料（イベントの場所代）30千円・交通費20千円）

(2) 普及啓発・資金調達事業（アウトリーチ／寄付募集）（定款第5条 1、2、3、4、6、8、9）

【内 容】 学校・地域等でのアウトリーチ（演奏・体験機会の提供）及び寄付募集（ウェブサイト等による案内、資金調達イベント等）を実施する。

【実施場所】 大阪市内及びオンライン

【実施日時】 アウトリーチ10月、資金調達イベント3月、寄付募集は通年

【事業の対象者】 一般市民、学校・地域団体、支援者（ドナー）等

【収 益】 180千円（寄附金収入：活動の寄付50千円、その他の寄付130千円）

【費 用】 210千円（イベント運営費（アウトリーチ）130千円、イベント運営費（資金調達イベント）50千円、通信運搬費30千円）

上記事業以外、本年度実施予定なし。

初年度活動予算書

					特定非営利活動法人 Irish Music Association of Asia (IMAA)		
					成立の日から2027年3月31日まで		(単位：円)
科目					金額		
I	経常収益						
	1. 受取会費						
	正会員受取会費			30,000			
	賛助会員受取会費			0		30,000	
	2. 受取寄附金						
	受取寄附金			100,000		100,000	
	3. 受取助成金等						
	受取民間助成金			0		0	
	4. 事業収益						
	教育・レッスンプログラム事業収益			130,000			
	普及啓発・資金調達事業			0		130,000	
	5. その他収益						
	受取利息			0			
	雑収益			0		0	
	経常収益計						260,000
II	経常費用						
	1. 事業費						
	(1) 人件費						
	給料手当			0			
	法定福利費			0			
	退職給付費用			0			
	福利厚生費			0			
	人件費計			0			
	(2) その他経費						
	講師謝金			80,000			
	イベント運営費 (アウトリーチ)			50,000			
	イベント運営費 (資金調達)			25,000			
	交通費			10,000			
	施設使用料 (イベントの場所代)			15,000			
	通信運搬費			30,000			
	会議費			0			
	減価償却費			0			
	支払利息			0			
	その他経費計			210,000			
	事業費計					210,000	
	2. 管理費						
	(1) 人件費						
	役員報酬			0			
	給料手当			0			
	法定福利費			0			
	退職給付費用			0			
	福利厚生費			0			
	人件費計			0			
	(2) その他経費						
	地代家賃 (事務所)			0			
	システム利用料 (会計ソフト・Web)			50,000			
	会議費			0			
	旅費交通費			0			
	減価償却費			0			
	支払利息			0			
	その他経費計			50,000			
	管理費計					50,000	
	経常費用計						260,000
	当期正味財産増減額						0
	設立時正味財産額						0
	次期繰越正味財産額						0

翌年度活動予算書

				特定非営利活動法人 Irish Music Association of Asia (IMAA)			
				2027年4月1日から2028年3月31日まで			
				(単位：円)			
科目				金額			
I	経常収益						
	1. 受取会費						
	正会員受取会費		30,000				
	賛助会員受取会費		0		30,000		
	2. 受取寄附金						
	受取寄附金		180,000		180,000		
	3. 受取助成金等						
	受取民間助成金		0		0		
	4. 事業収益						
	教育・レッスンプログラム事業収益		260,000				
	普及啓発・資金調達事業		0		260,000		
	5. その他収益						
	受取利息		0				
	雑収益		0		0		
	経常収益計						470,000
II	経常費用						
	1. 事業費						
	(1) 人件費						
	給料手当		0				
	法定福利費		0				
	退職給付費用		0				
	福利厚生費		0				
	人件費計		0				
	(2) その他経費						
	講師謝金		160,000				
	イベント運営費 (アウトリーチ)		130,000				
	イベント運営費 (資金調達)		50,000				
	交通費		20,000				
	施設使用料 (イベントの場所代)		30,000				
	通信運搬費		30,000				
	会議費		0				
	減価償却費		0				
	支払利息		0				
	その他経費計		420,000				
	事業費計				420,000		
	2. 管理費						
	(1) 人件費						
	役員報酬		0				
	給料手当		0				
	法定福利費		0				
	退職給付費用		0				
	福利厚生費		0				
	人件費計		0				
	(2) その他経費						
	地代家賃 (事務所)		0				
	システム利用料 (会計ソフト・Web)		50,000				
	会議費		0				
	旅費交通費		0				
	減価償却費		0				
	支払利息		0				
	その他経費計		50,000				
	管理費計				50,000		
	経常費用計						470,000
	当期正味財産増減額						0
	前期繰越正味財産額						0
	次期繰越正味財産額						0